

教職員・保護者への啓発資料例

栄養教諭は、食に関する様々な情報を教職員や保護者に提供しています。各学校は、食育推進コーディネーターを中心に、学校の実態・ニーズに応じて情報提供を求め、学校における食育推進に活用することができます。

教職員への提供例

1 食育の重要性

○ 食育は、児童生徒の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものです。

食育基本法の背景

- 1 肥満や生活習慣病の増加
- 2 栄養バランスの偏った食事や不規則な生活の増加
- 3 「食」の安全上の問題の発生
- 4 過度の痩身傾向
- 5 「食」を大切にする心の欠如
- 6 「食」の海外への依存
- 7 伝統ある食文化の喪失

なぜ、子どもなのか

身につけてしまった生活習慣を変えることは難しい

健康日本21 (21世紀における国民健康づくり運動)

- 20～60代男性の肥満者 24.3% (H9) → 13%以下 (H22目標) ……29.3% (H19)
- 30代男性の朝食欠食 20.3% (H9) → 15%以下 (H22目標) ……23% (H19)

○ 食育推進のため、様々な法整備が進められ、学習指導要領においても教育活動全体で推進するよう位置付けられています。

小学校学習指導要領 第1章総則

第1 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に**学校における食育の推進**、並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導、及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

学校給食法 (H21. 4. 1施行)

第1条 法律の目的

学校給食が児童及び生徒の**心身の健全な発達**に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する**正しい理解と適切な判断力**を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び**学校給食を活用した食に関する指導の実施**に関し必要な事項を定め、もって**学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的**とする。

2 食生活の実態

○ アンケートから実態を把握します。

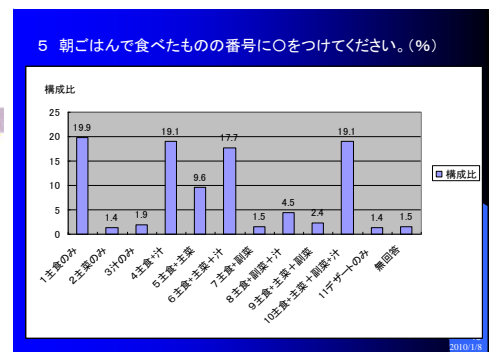
(1) 食生活実態調査の結果

朝食摂取の状況

朝食の重要性を理解し、望ましい食習慣を形成することが大切です。

朝食の摂取頻度とイライラ感のクロス集計

朝食摂取とイライラ感との相関



3 教育活動の関連による食育推進

○ ふくしまっ子食育指針に基づいて実践します。

〈発育・発達段階に応じた行動指標〉

高校	次代を担う自覚・食文化の創造	青年期
中学校	自己の食生活の課題解決	児童期
小学校	リズム・生産→消費・感謝	幼児期
乳・幼児期	食べる意欲・生活習慣	幼児期

食育指針に基づいた食育実践のイメージ

食育指針に基づいた食育実践のイメージ

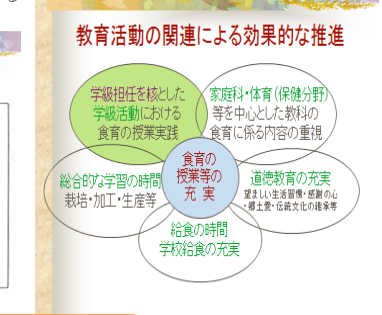
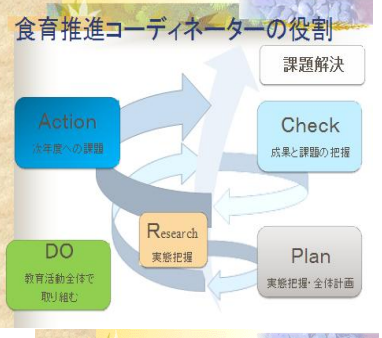
○ 食育コーディネーターを中心に組織的な指導体制のもと推進します。

資料1 食育全体計画（小学校例）

子どもの姿 ・保護者・地域の姿	学校教育目標	学習指導要領 食育基本法 食育推進基本計画 教育委員会の方針
食育の目的 1. 食に関する知識や食を選択する力を養いながら、自ら望ましい食生活を営んでいく力「食べろ力」の育成。 2. 自己や人への思いやりの中で、自らの働きや、いじめ、差別をわらうなどへの「感謝の心」の育成。 3. 食の文化・食に関する食文化の継承による「食生活」の向上		
各学年 各学年 各学年の食育の目標	1年 2年 3年 4年 5年 6年	小学校 各学年の 達成に 関する 方針等
実施 方針	1. 食に関する知識や食を選択する力を養いながら、自ら望ましい食生活を営んでいく力「食べろ力」の育成。 2. 自己や人への思いやりの中で、自らの働きや、いじめ、差別をわらうなどへの「感謝の心」の育成。 3. 食の文化・食に関する食文化の継承による「食生活」の向上	
実施 計画	1. 食に関する知識や食を選択する力を養いながら、自ら望ましい食生活を営んでいく力「食べろ力」の育成。 2. 自己や人への思いやりの中で、自らの働きや、いじめ、差別をわらうなどへの「感謝の心」の育成。 3. 食の文化・食に関する食文化の継承による「食生活」の向上	
実施 評価	1. 食に関する知識や食を選択する力を養いながら、自ら望ましい食生活を営んでいく力「食べろ力」の育成。 2. 自己や人への思いやりの中で、自らの働きや、いじめ、差別をわらうなどへの「感謝の心」の育成。 3. 食の文化・食に関する食文化の継承による「食生活」の向上	

コーディネーターとしての役割

- 1 食育と教育活動全体との調整に関すること
○児童の食生活の実態を踏まえ、教育目標実現のための食育の目標を明確にする。
- 2 食育諸計画の作成とその推進に関すること
○食育全体計画、各学年食育年間指導計画策定の調整、指導時間の確保に努める。
- 3 食育に関する組織活動の推進に関すること
○教職員への情報提供や研修の提供、保護者の啓発、地域の関係機関等との連携を図る。
- 4 食育の評価に関すること（P→D→C→A）
○課題解決の実践の評価を行い、次の計画と活動を組織する



○全体計画や年間計画を作成し、教育活動の関連を図り、推進します。

4 学校給食を活用した食育推進
○ 学校給食を生きた教材として活用します。

学校の食育は 学校給食を中心に行われます

給食から学べることがら(例)

○ 栄養教諭等、人材を活用します。

栄養教諭制度

栄養教諭
 ■ 児童の栄養の指導及び管理をつかさどる
 (学校教育法第37条第8項)
 ○「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に実施

学校栄養職員
 ■ 学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる
 (学校給食法第5条の3)
 ○学校給食の衛生管理・栄養管理

栄養教諭の職務

<食に関する指導>	<給食管理>
● 個別的对指導	● 栄養管理
● 教科や特別活動における指導	● 衛生管理
● 食に関する指導の連携調整	● 物資管理

給食の時間における指導

- ① 実践活動を通して行われる。
- ② 習慣化を図ることができる。
- ③ 個に応じた指導が求められる。
- ④ 教科等の学習との関連が図られる。

学校全体で共通理解のもとに指導の充実に努めることが大切